

ソーシャルメディア (SNS) 利用管理規程

ワンアツプ

第1条 (目的)

- ① 本規程は、社員がソーシャルメディアを利用する場合に、会社、取引先、顧客、その他関係者の権利や利益を侵害しないため、また、その結果会社及び従業員が損害を被ることを防ぐために必要な事項を定めるものである。

第2条 (ソーシャルメディアの定義)

- ① 本規程で定めるソーシャルメディアとは、フェイスブック、ツイッター、ライン、ミクシィ、ブログ、電子掲示板及び動画共有サイト等のインターネット上で情報発信できるすべての情報伝達媒体をいう。

第3条 (適用範囲)

- ① 本規程は、当社で勤務する全ての社員に適用する。

第4条 (基本原則)

- ① 社員はソーシャルメディアを利用して情報発信を行う場合、次の基本原則を遵守しなければならない。
 1. 社員としての自覚と責任を持った発信を行うこと
 2. 会社名などを明らかにする場合は、投稿する意見が会社を代表するものでないことを明らかにし、免責文を掲載すること
 3. プライバシー権、著作権、肖像権など顧客ないし第三者の権利・利益を尊重し、これらを侵害しないようにすること
 4. 発信情報は信頼性を確保し、誤解を与えないこと
 5. 法令、就業規則及び社内ルールを遵守すること

第5条 (禁止事項)

- ① 社員は、ソーシャルメディアを利用して情報発信を行う場合、次の情報を発信してはならない。
 1. 業務上の秘密や業務上知り得た個人情報を含む情報
 2. 自己が関与している業務の情報
 3. 取引先・顧客に関する情報
 4. 会社及び第三者の権利を侵害する情報
 5. 職場の社員及び関係者、第三者などから誤解される、あるいは不快感を与える情報
- ② 社員は、ソーシャルメディアを利用して、プロフィール欄に勤務先を公開して、情報発信を行う場合、また社員が会社に所属していることが判明する恐れがある場合は、前項の禁止事項に追加して、次の情報発信もしてはならない。
 1. 誹謗中傷を含む情報
 2. 傲慢・不遜な表現を含む情報
 3. 差別表現を含む情報
 4. 人種、思想、信条等に関する情報

5. 虚偽の情報
6. 違法行為または違法行為をあおる情報
7. 単なるうわさや噂を助長させる情報
8. わいせつな内容に関する情報
9. 第三者等から誤解される、あるいは不快感を与える情報
10. 公序良俗に反する情報
11. なりすましとみなされる情報

第6条 (誓約書提出)

- ① 社員は、会社が指定する「ソーシャルメディア利用に関する誓約書」を提出しなければならない。

第7条 (禁止事項に違反した場合)

- ① 社員は、本規程の禁止事項に違反した場合は、速やかに会社に報告しなければならない。

第8条 (協力義務)

- ① 前条の当該社員は、公開した情報について、会社から削除の要求があった場合には、速やかに応じるとともに、必要かつ相当な謝罪情報及び修正情報の発信に応じなければならない。

第9条 (報告義務)

- ① 社員は、ソーシャルメディア上の第三者による不適切情報を発見した場合、速やかにその内容を会社に報告しなければならない。

第10条 (職務専念義務)

- ① 社員は、業務外の目的で勤務時間中にソーシャルメディアへの書き込みや閲覧を行ってはならない。

第11条 (教育・研修)

- ① 会社は、社員に対して、必要があればソーシャルメディアの利用に関する教育・研修を実施する。

第12条 (損害賠償)

- ① 社員が、本規程または「ソーシャルメディア利用に関する誓約書」に違反した場合は、当該社員は、会社が被った全部または一部の損害を賠償しなければならない。

第13条 (懲戒)

- ① 本規程に定める内容に反する行為を行った場合、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

附 則

2017年 1月 1日 制定

